

令和7年5月27日

昭和村役場

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、下記のとおり処分しましたので公表します。

記

1 不適切な事務処理

(1) 被処分者

①職員 村長部局 主事 40代 停職 3月 【処分日：令和7年5月27日】

②職員 村長部局 係長 50代 戒告 【処分日：令和7年5月27日】

③上司 同日付で文書による嚴重注意

(2) 事案の概要

事務処理が滞っていることを隠すため、作成した文書に上司の印鑑を無断で押印して事務を処理する不適切な事務処理を行った。

(3) 再発防止に向けた取組

本事案は、村政に対する信用と信頼を大きく失墜させるものであることから、改めて職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、法令遵守、服務規律の徹底を図ることを目的にコンプライアンス研修を実施するほか、管理職を中心に事務処理が遅滞なく適正に行われているか総点検を実施します。

職場全体で再発防止に全力で取り組み、村民の信頼回復に努めてまいります。

〈問い合わせ先〉

昭和村役場

総務課長 (0241)57-2111